

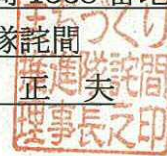
様式第 16 号(第 12 条関係)



平成 26 年 4 月 30 日

三豊市長 横山 忠 始 様

所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 13
名称 まちづくり推進隊詫間
氏名 理事長 宮 川 正 夫
電話番号 0875-83-3639



地域内分権推進交付金実績報告書

平成 25 年 5 月 2 日付け三政田第 86 号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 12,361,804 円
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類助成金交付要綱

平成25年度の事業報告書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1 移 譲 業 務

まちづくり推進隊詫間

事業名	自治会連合会詫間支部事務局			
事業内容	自治会連合会に関する一切の事務（総会 4/20、新任研修会 5/26、一般研修会 10/22、役員会等） 自治会からの要望事項に関する連絡調整に関すること。 広報「みとよ」等配布手配に関すること。			
活動時期	通 年			
活動場所	詫間町全域			
対象者	自治会長及び詫間町住民	従事者数	3人	
決算額	収入決算額	305,000 円	支払決算額	305,000 円
	内訳 交付金	305,000 円	内訳	
			支払助成金	305,000 円
			(@5千円 x 自治会数) 自治会連合会詫間支部(別会計)として事業を実施	

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局			
事業内容	地区衛生組織連合会に関する一切の事務（総会 4/20、研修会 10/29、役員会等） ① 家庭排水路清掃助成事業に関すること。(22件) ② ごみステーション設置補助事業に関すること。(3件) ③ 詫間支所ごみ集積所の維持管理に関すること。 ④ 環境保全活動（散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、分別収集、仮置場維持管理、カールアップ貸出、捕獲器設置）。 ⑤ 資源回収(1～6分館 年4回延24回)。 第1回 5月～6月 第2回 8月～9月 第3回 11月～12月 第4回 2月～3月 ⑥ 田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。			
活動時期	通 年			
活動場所	詫間町全域			
対象者	地区衛生委員及び詫間町住民			
決算額	収入決算額	(2,542 千円)	支出決算額	(2,542 千円)
	別途、地区衛生交付金		地区衛生組織連合会詫間支部(別会計)として事業を実施	

事業名	防犯・防災事業			
事業内容	① 既存防犯灯の維持修繕に関する事。 (159 件) ② 交通安全キャンペーンに関する事。 街頭キャンペーンの実施 4月10日・7月5日・9月30日 ③ グリーンパトロール隊の手配及び連絡調整に関する事 ④ 交通安全施設、防犯灯の新設要望に関する事			
活動時期	通年			
活動場所	詫間全域			
対象者	詫間町住民	従事者数	3人	
決算額	収入決算	631,039円	支出決算額	631,039円
	内訳 交付金	631,039円	内訳	
			修繕費	616,455円
			食糧費	14,584円

事業名	公共施設管理事業			
事業内容	詫間町内9施設の維持管理に関する事 (消耗品補充、軽微な修繕、暖房用燃料補充)			
活動時期	通年			
活動場所	勤労会館、松崎コミュニティセンター、自然休養村センター、 箱浦ビジターハウス、栗島開発総合センター、詫間ふれあい交流館 第4分館老人憩いの家、大浜老人憩いの家、志々島老人憩いの家			
対象者	詫間町住民	従事予定人数	3人	
決算額	収入決算額	391,946円	支出決算額	391,946円
	内訳 交付金	391,946円	内訳	
			消耗品費	70,415円
			修繕費	321,531円

2 自主事業

事業名	広報・公聴活動事業			
事業内容	<p>「市民ができることは市民が」「民間ができることは民間が」を理念とする地域内分権を推進する為の広報広聴活動を実施し、住民意識の高揚、醸成に努めた。</p> <p>HPの開設、広報紙の発行（6月号・11月号 全世帯）、会員研修</p>			
活動時期	通年			
活動場所	詫間町内			
対象者	推進隊会員、詫間町住民	従事予定人数	15人	
決算額	収入決算額	161,384円	支出決算額	161,384円
	内訳 交付金	161,384円	内訳	
			印刷製本費	161,384円

事業名	環境美化活動推進事業			
事業内容	<p>環境美化活動を推進する為に、次の事業を行った。</p> <p>ごみのポイ捨て、不法投棄の防止 (実施事業)</p> <p>① 町内一斉清掃 1回目 7月14日(日) 各自治会単位で実施 1,280kg 収集 2回目 12月8日(日) 各自治会単位で実施 1,670kg 収集</p> <p>② 環境保全活動(散乱ごみ清掃、ボランティア清掃の推進、不法投棄の防止)</p> <p>③ 海岸愛護活動 ・3000万人瀬戸内海クリーン大作戦 参加者 750人 収集量 1,370kg ・さぬき瀬戸クリーンリレー2013 参加者 680人 収集量 3,200kg</p>			
活動時期	通年 町内一斉清掃(7、12月の第2日曜)			
活動場所	詫間町内			
対象者	詫間町住民	従事予定者	全町民	
決算額	収入決算額	163,207円	支出決算額	163,207円
	内訳 交付金	163,207円	内訳	
			業務委託費	138,547円
			印刷製本費	2,615円
			通信運搬費	10,300円
			消耗品費	11,745円

事業名	自主防災活動推進事業			
事業内容	<p>東日本大震災から早や3年が過ぎました。 南海トラフを震源とする大規模地震がいつ起こるかわからない今日、「防災、減災」各地域にあって、その中心的役割を担うのが、自主防災組織です。その体制の整備が急がれます。 地域の特性を踏まえた防災力の向上を図る為に、次の事業を行った。</p> <p>① 自主防災組織の育成・組織率100パーセントを目指して 未組織団体（自治会）の組織化 組織率95.1%達成（60自治会）</p> <p>② 防災に関するイベント（防災フェスタ2013）の開催（11月24日） 幼年消防クラブ防火パレード 高松气象台展示コーナー（津波発生実験、気象観測機器の展示） 消防展示体験コーナーの設置 ・ 警察展示体験コーナーの設置 緊急情報、防災グッズ展示コーナーの設置 東日本大震災現地写真展 ・ 自主防災会防災訓練マップの展示</p> <p>③ 防災気象講演会の開催（11月24日） 講演1「地震津波と防災」高松地方气象台防災調整官 眞坂精一 講演2「三豊市の生き残り作戦」香川大学特命准教授 磯打千雅子 防災ディスカッション 大浜小学校 教諭 児童代表2名 香川県防災士会長、磯打千雅子准教授、眞坂精一防災調整官 イベント参加者 延266人 講演会参加者 延300人</p>			
活動時期	通 年			
活動場所	詫間町内			
対象者	詫間町住民	従事予定者	実行委員会	
決算額	収入決算額	207,866 円	支出決算額	207,866 円
	内訳 交付金	207,866 円	内訳	
			業務委託費	46,800 円
			諸謝金	62,752 円
			印刷製本費	6,972 円
			会議費	11,480 円
			通信運搬費	17,705 円
			消耗品費	32,595 円
			食糧費	9,368 円
			水道光熱費	1,814 円
			貸借料	14,700 円
			保険料	3,680 円

事業名	まちづくり活動助成事業		
事業内容	<p>地域の課題を解決する為に、自治会等が実施するまちづくり活動や地域を活性化させる為に各種団体が開催するイベント等、活力あるまちづくりに資するユニークな事業や活動に対して、1件10万円を限度として、予算の範囲内で助成金を交付し地域の活動を支援した。</p> <p>助成金交付申請件数 4件 採択件数 4団体（助成金交付要綱を策定して理事会で審査） 交付決定件数 4団体（10万円 3件 8万円 1件）</p>		
活動時期	年度内に事業を実施		
活動場所	詫間町内一円		
対象者	町内の団体及び個人	従事予定者	事業実施者
決算額	収入決算額	380,000円	支出決算額 380,000円
	内訳 交付金	380,000円	内訳
			支払助成金 380,000円

事業名	高齢者世帯住宅火災警報器設置支援事業		
事業内容	<p>住宅火災による死者の半数以上が高齢者となっており、死に至った原因の6割が、逃げ遅れとなっている。</p> <p>平成23年6月に消防法の改正により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務化されたが、未だ設置されていない家庭も多い。</p> <p>当面、「取り付けたいが、自分で取り付けることが困難」な高齢者世帯（75歳以上の一人暮らし世帯並びに80歳以上の夫婦世帯）で設置を希望する者に対して、推進隊が一括購入しボランティアによる取付け支援を行った。</p> <p>希望調査にあたっては、全面的に民生委員さんの協力を頂いた。</p> <p>取付け世帯 211世帯 取付け個数 266世帯</p> <p>多くの皆様から感謝され、予想外の成果であった。</p>		
活動時期	4月～5月 住宅用火災警報器設置希望調査の実施（550世帯） 6月～8月 順次取付ける。		
活動場所	詫間町内 設置を希望する高齢者世帯		
対象者	高齢者世帯	従事予定者	安全度向上部会・ボランティア募集
決算額	収入決算額	113,827円	支出決算額 113,827円
	内訳 交付金	113,827円	内訳
			諸謝礼 70,500円
			消耗品費 16,377円
			保険料 26,950円

事業名	健康づくり農園の開設			
事業内容	<p>遊休地を活用し小区画農園、耕作希望者より使用料を徴収して貸与した。もって、休日等を利用し、新鮮・安全な自家菜園を楽しみながら、近隣住民との繋がりを醸成し、体の健康、心の健康を養う等、健康づくりの推進に努めた。</p> <p>開園数 6 区画 応募者 8 名 使用料 年間 3,000 円</p>			
活動時期	年間を通じて			
活動場所	詫間町中郷			
対象者	町内の希望者	従事予定者	健康度向上部会	
決算額	収入決算額	335,406 円	支出決算額	335,406 円
	内訳		内訳	
	交付金	326,406 円	業務委託費	247,800 円
	負担金収入（使用料）	9,000 円	消耗品費	9,366 円
			水道光熱費	78,240 円

事業名	里山巡りで健康づくり			
事業内容	<p>住民の身近な里山を整備することによって、里山登山による心身のリフレッシュ、郷土の美しさ、良さの再認識等、町民の健康増進に努めるものとする。</p> <p>今年度は、保育園児との登山交流等、地域の身近な山として親しまれている高尾木山登山コースの整備を実施した。</p>			
活動時期	通年・四季折々			
活動場所	詫間町 高尾木山登山道			
対象者	詫間町住民	従事予定者	健康度向上部会	
決算額	収決算定額	100,000 円	支出決算額	100,000 円
	内訳 交付金	100,000 円	内訳	
			消耗品費	100,000 円

事業名	がん検診の推進及び健康講演会の開催		
事業内容	① がん検診率の向上及び40から50歳の特定健診受診率の向上 三豊市健康課と連携して、啓発街頭キャンペーンを実施した。 ② 健康増進に関する健康講演会の開催 「健康であるための心の使い方」 講師 推進隊詫間会員 小西望氏		
活動時期	通 年 講演会 2月24日		
活動場所	詫間町全域		
対象者	詫間町住民	従事予定者	健康度向上部会
決算額	収入決算額	4,725 円	支出決算額 4,725 円
	内訳 交付金	4,725 円	内訳
			印刷製本費 4,725 円

(魅力度向上部会)

事業名	人材バンク登録制度の創設		
事業内容	様々な特技や能力、豊富な経験を生かして、ボランティア活動等に 協力して頂ける方を人材バンクに登録し、多種多様な分野において、 活動の機会を提供できるシステムを構築する。 現登録者数 4名		
活動時期	通 年		
活動場所	詫間町全域		
対象者	詫間町住民	従事予定者	魅力度向上部会
決算額	収入決算額	5,058 円	支出決算額 5,058 円
	内訳 交付金	5,058 円	内訳
			印刷製本費 5,058 円

事業名	瀬戸内国際芸術祭支援事業			
事業内容	<p>秋会期(10月5日～11月4日)に粟島会場で開催された、瀬戸内国際芸術祭を盛り上げる為に、瀬戸芸実行委員会と調整を図りつつ支援活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○須田港周辺の環境美化活動の推進 期間中、毎休日明けの早朝、粟島行の船着場周辺の清掃活動を行った。(延80名) ○粟島レンタサイクル貸出事業 古い自転車や使っていない自転車を修理して、島内の移動手段を確保することによって、来訪者の利便性を確保した。 (粟島へ12台 須田港へ10台 配車) ○開催期間中(10/5～11/4)会場・漂流郵便局において、来局者の受付等を行った。(延76名) 			
活動時期	9月～11月			
活動場所	粟島及び須田港周辺			
対象者	瀬戸内国際芸術祭来訪者	従事予定者	魅力度向上部会	
決算額	収入決算額	74,054円	支出決算額	74,054円
	内訳 交付金	74,054円	内訳	
			業務委託費	4,042円
			印刷製本費	19,800円
			旅費交通費	19,020円
			通信運搬費	11,000円
			消耗品費	7,440円
			食糧費	752円
			修繕費	12,000円

事業名	組織体制の整備		
事業内容	<p>① 部会活動の充実 部会の開催 (安全度向上部会8回、健康度向上部会8回、魅力度向上部会15回)</p> <p>② 特定非営利活動法人(NPO法人)への移行 平成26年4月1日 設立総会9/29 香川県知事設立認証1/7 法人登記1/16</p>		

事業名	総会・理事会の開催
理 事 会	<p>第1回理事会 平成25年4月12日 16時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成24年度事業報告及び収支決算の承認について ② 平成24年度監査報告について ③ 平成25年度事業計画(案)について ④ 平成25年度収支予算(案)について ⑤ 規約の改正について ⑥ まちづくり活動助成金交付要綱の制定について <p>まちづくり推進隊託問通常総会 平成25年4月21日 13時00分</p> <p>第1号議案 平成24年度事業報告及び収支決算の承認について</p> <p>第2号議案 平成24年度収支決算監査報告について</p> <p>第3号議案 平成25年度事業計画(案)について</p> <p>第4号議案 平成25年度収支予算(案)について</p> <p>第5号議案 規約の改正について</p> <p>第2回理事会 平成25年5月23日 17時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 田尾副理事長の辞任について ② 理事の補充について ③ 副理事長の選任について ④ 役員報酬について ⑤ 部会事業の経過報告について ⑥ NPO法人化について <p>第3回理事会 平成25年6月14日 17時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員の報酬及び費用弁償に関する規程の改正について ② NPO法人化への取り組みについて <p>第4回理事会 平成25年7月19日 17時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NPO法人化への取り組みについて ② まちづくり活動助成事業の応募状況について ③ 託問ゆめ街道クリーン作戦の実施について <p>第5回理事会 平成25年8月2日 17時41分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり活動助成事業の採否審査 ② 防災フェスタ2013の開催について <p>第6回理事会 平成25年9月17日 17時35分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問の設立について <p>第7回理事会 平成25年12月14日 15時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定非営利活動法人の認証状況と今後の予定 ② 平成26年度事業について <p>第8回理事会 平成26年2月7日 15時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定非営利活動法人 設立経過の報告について ② 臨時総会の開催について ③ 平成26年度職員の雇用について

まちづくり推進隊詫間臨時総会 平成26年3月8日 13時30分

第1号議案 まちづくり推進隊詫間の活動休止について

第2号議案 まちづくり推進隊詫間の解散について

第3号議案 まちづくり推進隊詫間の財産処分について

第9回理事会 平成26年3月8日 15時00分

① 理事の就任（辞任・新任）について

② 定款の変更について

③ 平成26年度事業計画について

決算監査報告書

まちづくり推進隊詫間の平成25年度会計について、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び証拠書類を監査した結果、適正に処理されておりますので報告いたします。

26年 4月 9日

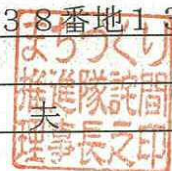
監事 藤井 隆盛 

監事 工藤 加代子 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成26年4月30日

団体又は法人の所在地	三豊市詫間町詫間1338番地13
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊詫間
代表者氏名	理事長 宮川 正



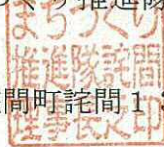
決算報告書

第 2 期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊詫間



香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3

事業会計財産目録

まちづくり推進隊詫間
全事業所

[税込] (単位：円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

3,348,386

現金・預金 計

3,378,386

流動資産合計

3,378,386

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

121,861

機械及び装置

289,727

有形固定資産 計

411,588

固定資産合計

411,588

資産の部 合計

3,789,974

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

3,338,196

預り金(源泉所得税)

39,350

流動負債 計

3,377,546

負債の部 合計

3,377,546

正味財産

412,428

事業会計貸借対照表

まちづくり推進隊詫間
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	3,338,196
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	39,350
普通 預金	3,348,386	流動負債 計	3,377,546
現金・預金 計	3,378,386	負債の部合計	3,377,546
流動資産合計	3,378,386	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		正味 財産	412,428
構 築 物	121,861	(うち当期正味財産増加額)	△22,482
機械及び装置	289,727	正味財産 計	412,428
有形固定資産 計	411,588	正味財産の部合計	412,428
固定資産合計	411,588		
資産の部合計	3,789,974	負債・正味財産の部合計	3,789,974

事業会計損益計算書

まちづくり推進隊詫間
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

負担金収入	65,800	
補助金収入	12,361,804	
雑収入	12,192	
受取利息収入	520	
経常収入 計		12,440,316

【事業費】

業務委託費	437,189	
諸謝金	133,252	
印刷製本費(事業)	200,554	
会議費(事業)	11,480	
旅費交通費(事業)	19,020	
通信運搬費(事業)	39,005	
消耗品費(事業)	247,938	
食糧費(事業)	24,704	
修繕費(事業)	949,986	
水道光熱費(事業)	80,054	
賃借料(事業)	14,700	
保険料(事業)	30,630	
支払助成金	685,000	
当期事業費 計	2,873,512	
合計	2,873,512	
事業費 計		2,873,512

【管理費】

給料 手当	6,049,481	
役員 報酬	644,000	
役員議事報償費	312,000	
法定福利費	1,117,101	
福利厚生費	10,500	
通信費	254,309	
旅費交通費	3,010	
会議費	47,172	
事務用消耗品費	217,504	
備品消耗品費	33,214	
印刷製本費	67,415	
修繕費	68,608	
車両燃料費	76,757	
保険料	271,780	
租税 公課	12,600	
リース料	233,307	
業務委託料	11,026	
減価償却費	159,502	
管理費 計		9,589,286
経常収支差額		△22,482

事業会計損益計算書

まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

当期正味財産増加額	<u>△22,482</u>
前期繰越正味財産額	<u>434,910</u>
当期正味財産合計	<u><u>412,428</u></u>

まちづくり推進隊詫間 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 13 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、香川県三豊市詫間町に在住する個人で、第3条に規定する目的に賛同して入会した者とする。

2 会員は、総会に出席し、第19条第1項各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条に規定する退会届の提出をしたとき。
- (3) 第9条に規定により除名されたとき。
- (4) 本人が死亡し、並びに会員である法人又は団体が消滅したとき。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第10条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 役員は、会員の中から選任しなければならない。

2 理事は、理事会において選任案を議決し、総会の承認を経て、当該総会終了後最初の理事会において選任する。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第13条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては総会の承認を経て理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することが

できる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 15 条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 16 条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な給与、賃金、手当などを支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 17 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 団体の解散
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 理事の選任案又は解任案の承認
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から請求があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項各号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した会員は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第28条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 事業報告及び収支決算

- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長、その他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会承認後の理事の選任又は解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 部会の設置に関する事項
- (9) その他運営に関する必要な事項
(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
(召集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 32 条 理事会における議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 33 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなけ

ればならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第35条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第36条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第37条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び予算）

第38条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第39条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加と更正）

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第42条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 44 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の承諾を得なければならない。

(解散)

第 45 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定によりこの団体が解散するときは、会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 46 条 この団体の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りではない。

第 10 章 雑則

(雑則)

第 47 条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項から第 4 項までの規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定に関わらず、平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定に関わらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この規約は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。

様式第22号(第12条関係)

全役員名簿

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体又は法人の名称

まちづくり推進隊詫間

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	宮川 正夫	三豊市詫間町詫間 1180 番地 5	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
副理事長	江頭 昌道	三豊市詫間町大浜甲 1175 番地 1	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
副理事長	谷口 勝久	三豊市詫間町箱 325 番地 3	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
理事	田坪由香里	三豊市詫間町詫間 3966 番地 3	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	田中 達也	三豊市詫間町詫間 3905 番地 3	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	田尾 雄彦	三豊市詫間町松崎 1819	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	富山マユミ	三豊市詫間町松崎 2780 番地 485	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	中田 勝久	三豊市詫間町栗島 544 番地 2	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜 1934	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
理事	矢野 太一	三豊市詫間町詫間 2112 番地 35	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	無
監事	工藤加代子	三豊市詫間町詫間 418 番地 3	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31
監事	藤井 隆盛	三豊市詫間町詫間 5579 番地 1	H25. 4. 1～ H26. 3. 31	H25. 4. 1～ H26. 3. 31

まちづくり活動助成金交付要綱

平成25年5月1日
まちづくり推進隊諮問

(目的)

第1条 この要綱は、地域の諸課題を解決する為に実施するまちづくり活動や地域の活性化に資する事業に対して、活動助成金を交付することによって、地域の活動を支援し、魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(助成対象事業及び助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、前条の目的を達成する為に、町内の地縁団体等各種団体が行う自主的なまちづくり事業(活動)とし、助成対象者は当該事業を実施する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、この要綱の助成対象事業としないものとする。

- (1) 他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他助成することが適当でないと認められる事業

3 第1項に規定する団体は、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前条の助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の運営に要する経費
- (2) 施設の維持管理に要する経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) その他助成することが適当でないと認められる経費

(助成金の額等)

第4条 助成金は、助成対象経費のうち、1件につき10万円を限度に予算の範囲内で交付する。

ただし、その額に千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金等交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて指定する日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業(活動)計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 物品の購入若しくは施設等の整備を伴う事業にあつては、その費用について業者等の発行する見積書
- (4) その他理事長が必要と認める資料

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を理事会に於いて審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 理事長は、前条の規定により助成金等の交付を決定したときは、助成金等交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第8条 申請者は、助成事業等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に助成事業等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第5号)
- (2) 領収書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 助成金は、助成事業等が申請のとおり完了したことを確認した後、助成金等交付確定通知書(様式第6号)により申請者に通知し、交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた事業に着手したのち、資金調達等の理由により、止むを得ず助成金の交付が必要なときは、助成金の概算交付を受けることができる。
- 3 申請者は、助成金等の交付を受けようとするときは、助成金概算交付請求書(様式第7号)若しくは、助成金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。
- (2) 助成金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 特別の理由により、この規則により難しいものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。